高知県の相談窓口

相談窓口には若年性認知症支援コーディネーターを配置し、若年性認知症のご本人やご家族だけでなく、勤務先の企業や地域包括支援センター、市町村等からの相談に応じ、若年性認知症の特性に配慮した医療・福祉・就労等の総合的な支援を行います。

高知大学医学部附属病院内　若年性認知症相談窓口

TEL（直通）080−2986−8505　月～金　9:00～17:00　※年末年始、祝日を除く

若年性認知症コールセンター（全国）

若年性認知症に関する電話相談ができます。本人や家族、周囲の方からの相談を受けています。

社会資源の情報提供と共にその申請方法など
わかりやすくお伝えします。

☎0800-100-2707（通話料無料）

相談日	相談時間
月～土	10:00～15:00（年末年始・祝日除く）
水	10:00～19:00

専門の医療機関

「認知症かな？」と思ったら、かかりつけ医など身近な医療機関にご相談ください。必要に応じて、専門の医療機関（認知症疾患医療センター等）を紹介してくれます。

■ こうちオレンジドクター
認知症に関する研修を修了した医師で、名簿の登載に同意した医師です。

認知症疾患医療センター

- ○高知県立あき総合病院
  TEL 0887-35-1536
- ○高知鏡川病院
  TEL 088-833-5012
- ○一陽病院
  TEL 0889-42-1803
- ○渡川病院
  TEL 0880-37-4649

障害者雇用・障害者の就労に関する支援機関

障害者の雇用支援に関する相談窓口、障害者雇用納付金の申告や助成金の受付の情報等を提供しています。

□ 高知ハローワーク
就職を希望する障害者の方の職業指導、職業紹介等を行います。

□ 高知障害者職業センター　TEL088-866-2111
障害者に対する職業相談を行います。事業主に対する障害者の雇用管理に関する相談に応じ、援助を行います。必要に応じて、ジョブコーチを派遣し、障害者の就労を支援します。

□ 障害者就業・生活支援センター
障害者の身近な地域において、就業面及び生活面における一体的な相談支援を行います。

精神障害者保健福祉手帳・障害年金

■ **精神障害者保健福祉手帳（市町村の障害福祉課窓口等にて）**
精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、手帳を持っている方々は様々なサービスが利用できます。

■ **障害年金（最寄の年金事務所や年金相談センター、お住まいの市町村役場窓口にて）**
病気やけがで障害が残ったとき、受け取ることができる年金です。

引用：社会福祉法人 仁至会 認知症介護研究・研修大府センター発行　「若年性認知症の人やそのご家族へ」

本人・家族向け

若年性認知症の人やそのご家族へ

このリーフレットには…

若年性認知症と診断されたご本人やご家族のために、活用できる社会資源をまとめてあります。

若年性認知症の相談機関

高知県では、若年性認知症相談窓口を設置し、コーディネーターが、みなさんの情報をもとに、ご本人の特性に応じてその人にあった働き方や受診の方法を提案するなど、医療・福祉・就労等の総合的な支援を行っています。

令和６年８月発行／高知県

今の職場でできるだけ長く働きたい

認知症と診断されても、体調が安定していれば必ずしも仕事を辞める必要はありません。慣れた職場や人間関係の中で、できるだけ長く働けるよう、上司や産業医に相談し、職場の理解を得ましょう。

■配置転換をしてもらい、本人に合った仕事をする
上司や人事担当者、産業医と話し合う

■ジョブコーチに入ってもらい、本人のできないところを補ってもらう
ジョブコーチの派遣を障害者職業センターに依頼する

■「精神障害者保健福祉手帳」や「身体障害者手帳」取得により障害者雇用に切り替えて働く
市町村の障害福祉担当課に相談する

退職したけれど、まだ働きたい

働くことでやりがいや生きがいを見つけたい

■障害者就労支援　**ハローワーク**

■障害福祉サービスの就労支援
- 就労移行支援事業所
- 就労継続支援Ａ型･Ｂ型事業所など　**市町村の障害福祉担当課**

当事者や家族同士で交流したい

当事者や家族同士で話したり、情報交換することで、お互いの気持ちをわかり合え、安心できます。

■当事者や家族の交流の場

・公益社団法人　認知症の人と家族の会高知県支部
電話･ファックス共通 088-821-2694

・高知おれんじドア
（高知県若年性認知症の人と家族と支援者の会）
電話　088-803-6061（菜の花診療所内）

経済的な手立てを考える

収入が途切れることのないよう、社会資源を利用し、担当窓口に相談しましょう。

■医療費の減免：自立支援医療、高額医療・高額介護合算療養費
市町村の医療保険課、障害福祉課、介護保険担当

■傷病手当金　**職場の労務担当等**

■雇用保険の失業給付　**ハローワーク**

■障害年金　**年金事務所や共済組合**

■子どもの就学資金　**在学中の学校、市町村教育委員会**

■住宅ローンの返済　**ローン契約金融機関**

■生命保険の支払い　**ご加入の保険会社**

■生活の金銭管理や財産管理　**市町村の社会福祉協議会**

■成年後見制度の利用　**地域包括支援センター・家庭裁判所**

介護や福祉等のサービスを利用する

介護保険サービスや障害福祉サービスを利用し、体を動かしたり、人と交流し、健康な毎日を送りましょう。

■介護保険サービス【デイサービス、リハビリなど】
※40歳以上で「認知症」と診断されると申請できます。
市区町村介護保険担当課

■障害福祉サービス【地域支援事業の移動支援など】
※40歳までの人が利用できます。40歳以上の認知症の人も、介護保険にないサービスを利用できます。
市町村障害福祉担当課

■通院している病院にデイケアなどがあれば利用できます。